






注意事項	公印使用承認印		施行日等	
起案日	平成 28 年 7 月 6 日			
供覧日				
文書番号	28 国芸祭号外		28.7.8	
施行方法	施行文書確認済 <input type="checkbox"/>			
備考	起案者氏名 事業第一G 田中 泰之 			
題名			文書種別	
ラウラ・リマ作品展示のための申請書類の提出について			伺い	
事務局次長	事務局主幹 (事業)	事業グループ長 (事業第一)	事務局員 (主任主査)	
				
保存期間	5年	標準ファイル名		
伺い文				
<p>水上ビル会場水上ビルにおけるラウラ・リマの作品展示に当たり、動物保護管理センターへ案のとおり第一種動物取扱業登録申請書を提出してよろしいか。</p>				

## 様式第1 (第2条第1項関係)

平成28年7月 日

愛知県動物保護管理センター所長 殿

申請者 氏名 大村秀章  
(あいちトリエンナーレ実行委員会 会長)住所 〒461-8525  
愛知県名古屋市東区東桜 1-13-2  
電話番号 052-971-6127

## 第一種動物取扱業登録申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり第一種動物取扱業の登録の申請をします。

## 記

1 事業所の名称	あいちトリエンナーレ実行委員会			
2 事業所の所在地	〒440-0888 愛知県豊橋市駅前大通2丁目71番地先 (大豊ビルD1棟) 電話番号 052-971-6127			
3 動物取扱責任者	(1) 氏名	青木さゆり		
	(2) 要件	<input type="checkbox"/> 実務経験 ( 年、経験場所: ) <input type="checkbox"/> 教育 (教育機関等: ) <input checked="" type="checkbox"/> 資格 (団体等: 愛玩動物飼養管理士2級 )		
4 第一種動物取扱業の種別	<input type="checkbox"/> 販売 / <input type="checkbox"/> 保管 / <input type="checkbox"/> 貸出し / <input type="checkbox"/> 訓練 / <input checked="" type="checkbox"/> 展示 <input type="checkbox"/> その他 ( ) (飼養施設の有無: <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 )			
5 業務の内容及び実施の方法	(1) 業務の具体的内容	展示		
	(2) 実施の方法	別記のとおり (販売及び貸出しの場合に限る。)		
6 主として取り扱う動物の種類及び数	(1) 哺乳類			
	(2) 鳥類	文鳥 (70) ジュウシマツ (10) キンカチョウ (15) カナリア (5)		
	(3) 爬虫類			
7 飼養施設 (施設を有する場合)	(1) 所在地	〒440-0888 愛知県豊橋市駅前大通2丁目71番地先 (大豊ビルD1棟)		
	(2) 構造及び規模	① 建築構造	<input type="checkbox"/> 木造 / <input type="checkbox"/> 木造モルタル造 / <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 / <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 / <input checked="" type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
		② 延床面積	114.2 m <sup>2</sup>	
		③ 敷地面積	1戸当たり 36.45 m <sup>2</sup> (大豊ビル全体 2,919 m <sup>2</sup> )	
		④ 材質	床 面	モルタル (人研ぎ)、Pタイル、畳み敷き
			壁 面	コンクリート (モルタル補修)、石膏ボード下地クロス張
⑤ 設備の種類	<input checked="" type="checkbox"/> ケージ等 ( 1 個) <input checked="" type="checkbox"/> 照明設備 / <input checked="" type="checkbox"/> 給水設備 / <input checked="" type="checkbox"/> 排水設備 / <input checked="" type="checkbox"/> 洗浄設備 / <input checked="" type="checkbox"/> 消毒設備 / <input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物の集積設備 / <input checked="" type="checkbox"/> 動物の死体の一時保管場所 / <input checked="" type="checkbox"/> 餌の保管設備 / <input checked="" type="checkbox"/> 清掃設備 / <input checked="" type="checkbox"/> 空調設備 / <input type="checkbox"/> 遮光等の設備 / <input type="checkbox"/> 訓練場			
(3) 管理の方法	4階建の水上ビルの建物全体を1つのケージとみなし、そこで100羽ほどの鳥を展示する。ケージの素材は鉄製の亀甲網を用いる。また建物内部には鳥が止まることができ、巣作りのできる木製の構造物を設置する。			
8 営業の開始年月日	平成28年8月10日 (内覧会) (会期 8月11日~10月23日)			

9 権原の有無	①事業所	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	②飼養施設	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
10 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員（事業所の外で務を行う場合）	(1)氏名	
	(2)要件	<input type="checkbox"/> 実務経験（      年、経験場所：      ） <input type="checkbox"/> 教育（教育機関等：      ） <input type="checkbox"/> 資格（団体等：      ）
11 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員	(1)氏名	青木さゆり
	(2)要件	<input type="checkbox"/> 実務経験（      年、経験場所：      ） <input type="checkbox"/> 教育（教育機関等：      ） <input checked="" type="checkbox"/> 資格（団体等：      愛玩動物飼養管理士2級      ）
12 営業時間	11時から 19時までの間	
13 犬猫等の繁殖を行うかどうかの別及び犬猫等健康安全計画	別記2のとおり（犬猫等販売業者に限る。）	
14 添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書／ <input checked="" type="checkbox"/> 申請者が法第12条第1項第1号から第6号までに該当しないことを示す書類／ <input checked="" type="checkbox"/> 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第6号までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 業務の実施の方法／ <input checked="" type="checkbox"/> 飼養施設の平面図／ <input checked="" type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図／ <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所／ <input type="checkbox"/> 犬猫等健康安全計画（犬猫等販売業者に限る。） <input checked="" type="checkbox"/> その他（動物取扱責任者の資格の認定証／会場完成案図／あいちトリエンナーレ実行委員会規約等      ）	
15 備考	事業所に配置される職員数：2名 竣工予定日：8/5 現場担当者 あいちトリエンナーレ実行委員会アシスタントキュレーター 水谷仁美（連絡先 0532-971-6127 緊急時 080-2557-3554） 事務担当者 同 事務局員 田中泰之（連絡先 0532-971-6127）	

備考

- 1 「3(2)要件」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入すること。
- 2 「5(1)業務の具体的な内容」欄には、申請に係る業務の内容をできるだけ具体的に記入すること。また、販売業又は貸出業を営もうとする場合は、業務の実施の方法について本様式別記により明らかにした書類を添付すること。
- 3 「6 主として取り扱う動物の種類及び数」欄には、事業所で主として取り扱う動物の種類（種名）をすべて記入すること。また、飼養施設を有している場合は動物の種類ごとに最大飼養保管数を、飼養施設を有していない場合は1日当たりの最大取扱数を括弧書きで記入すること。なお、種の分類が困難な爬虫類等の動物の種類については、科名、属名等で記入すること。
- 4 「7(2)⑤設備の種類」欄には、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第2項第4号に掲げる設備等を備えている場合に、備えている設備等にチェックをすることとし、ケージ等についてはその数を記入すること。
- 5 「7(3)管理の方法」欄には、ケージ等の材質、構造及び転倒防止措置を記入すること。
- 6 「9 権原の有無」欄は、所有権、賃借権等事業の実施に必要な事業所及び飼養施設に係る権原の有無についてチェックをすること。「9②飼養施設」の欄は、飼養施設を有する場合にチェックをすること。
- 7 「10 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員」及び「11 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入し、必要に応じて成績証明書等を添付すること。また、該当する職員が複数名在籍する場合は別紙に記載して添付すること。
- 8 「15 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。
  - (1) 申請する事業が、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
  - (2) 動物の愛護及び管理に関する法律第12条第1項第5号又は第6号に掲げる事項に違反して罰金以上の刑に処せられた経歴がある場合、又は同法に基づき動物取扱業の登録を取り消され、若しくは業務の停止を命じられたことがある場合は、その旨及び処分の日付
  - (3) 事業所に配置される職員の最低数
  - (4) 申請の際、事業所又は飼養施設が完成していない場合は、その竣工予定日
  - (5) この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、事務担当者の氏名及び電話番号
- 9 この様式による登録の申請は、動物取扱業の種別ごと、事業所ごとに行うこと。ただし、同一の事業所において複数の種類の業務を行う場合であって、これらに係る登録を同時に申請する場合は、申請書は業種ごとに別業で作成し、共通する添付書類についてはそれぞれ1部提出すれば足りるものとする。
- 10 この申請書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

(施行規則第2条第2項第2号関係)

平成 28年 7月 8日

動物愛護管理法第12条第1項第1号から第6号までに  
該当しないことを示す書類

申請者 大村秀章  
(あいちトリエンナーレ実行委員会会長)

住 所 〒461-8525  
愛知県名古屋市東区東桜 1-13-2  
電話番号 052-971-6127

以下の者は、下記事項のいずれにも該当しません。

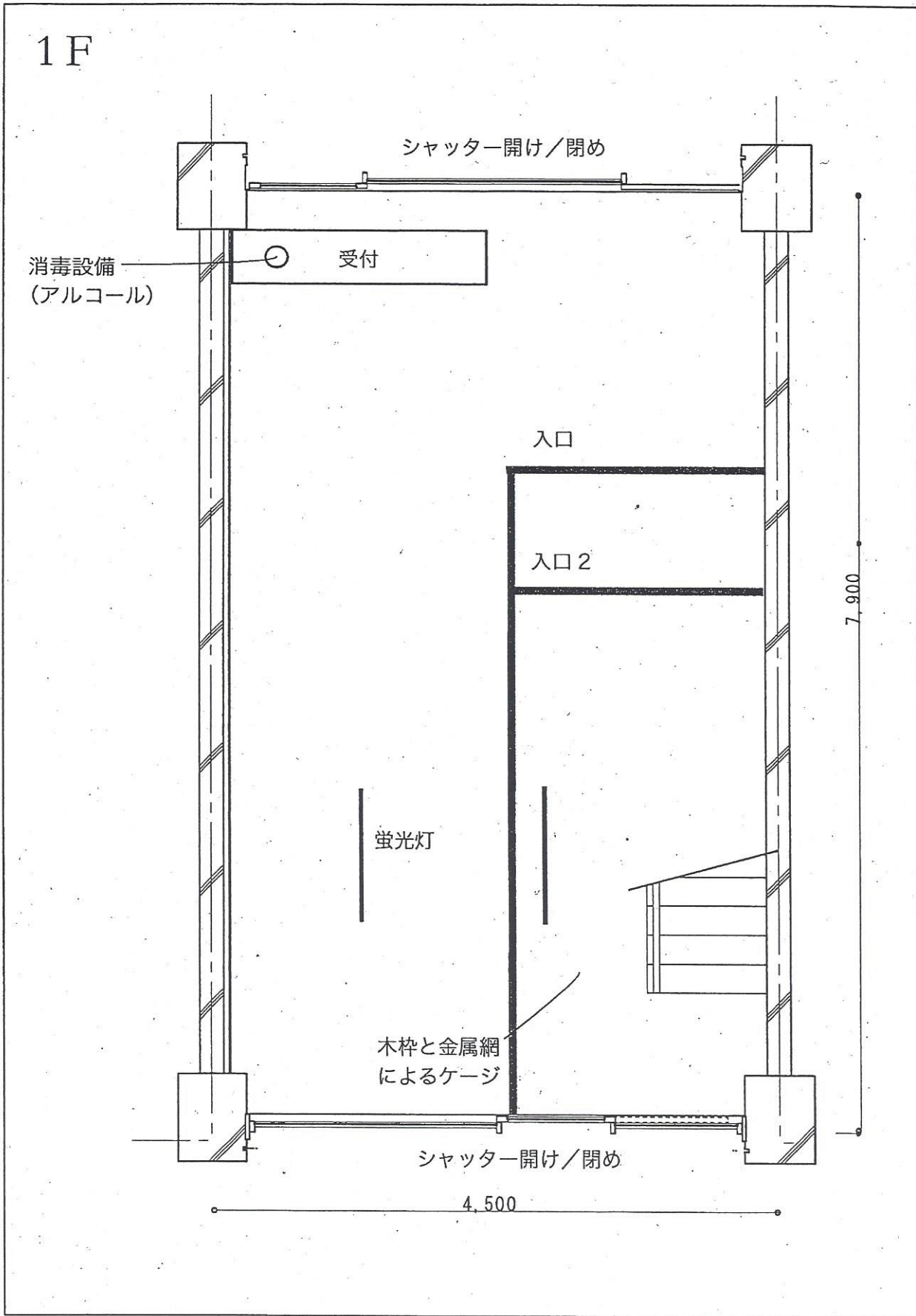
- 申請者  
 当該法人の役員  
 動物取扱責任者

事 項
1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
2 法第19条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
3 法第10条第1項の登録を受けた者で法人であるものが法第19条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその第一種動物取扱業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
4 法第19条第1項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
5 この法律の規定、化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第10条第2号(同法第9条第5項において準用する同法第7条に係る部分に限る。)若しくは第3号の規定又は狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第27条第1号若しくは第2号の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
6 動物の販売を業として営もうとする場合にあっては、絶滅のおそれのある野生動植物の

種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第58条第1号（同法第12条第1項（希少野生動植物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第59条第2号（同法第18条（希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第62条第1号（同法第17条（希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第63条第6号（同法第21条第1項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）又は第2項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第65条（同法第58条第1号、第59条第2号、第62条第1号又は第63条第6号に係る部分に限る。）の規定、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第84条第1項第5号（同法第20条第1項（譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）、第23条（加工品又は卵に係る部分を除く。）、第26条第6項（譲渡し等のうち譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）又は第27条（譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第86条第1号（同法第24条第7項に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第88条（同法第84条第1項第5号又は第86条第1号に係る部分に限る。）の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第32条第1号（特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第5号（特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。）、第33条第1号（同法第8条（特定外来生物である動物の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第36条（同法第32条第1号若しくは第5号又は第33条第1号に係る部分に限る。）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

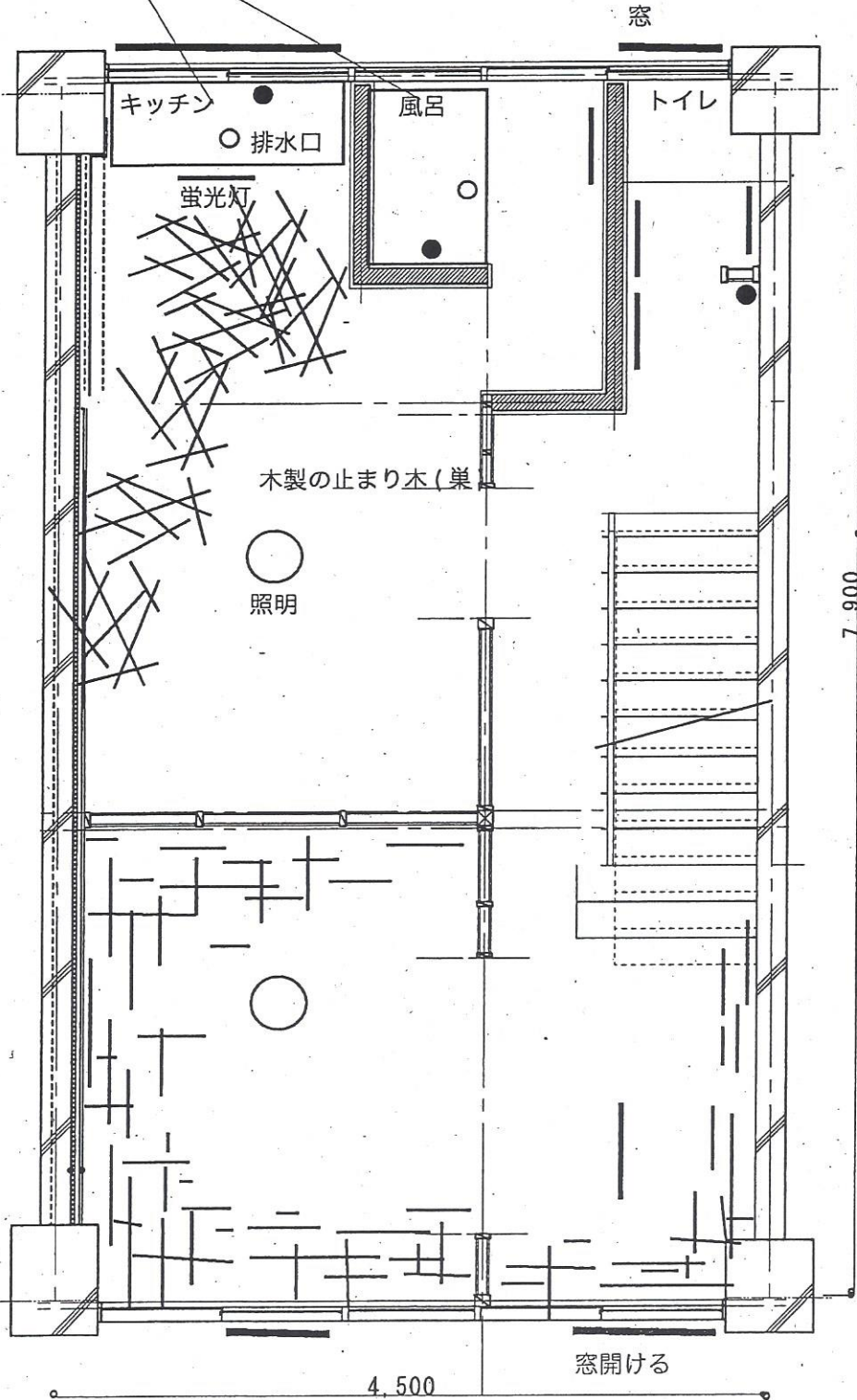
#### 備考

この書類の大きさは、日本工業規格A4とすること。

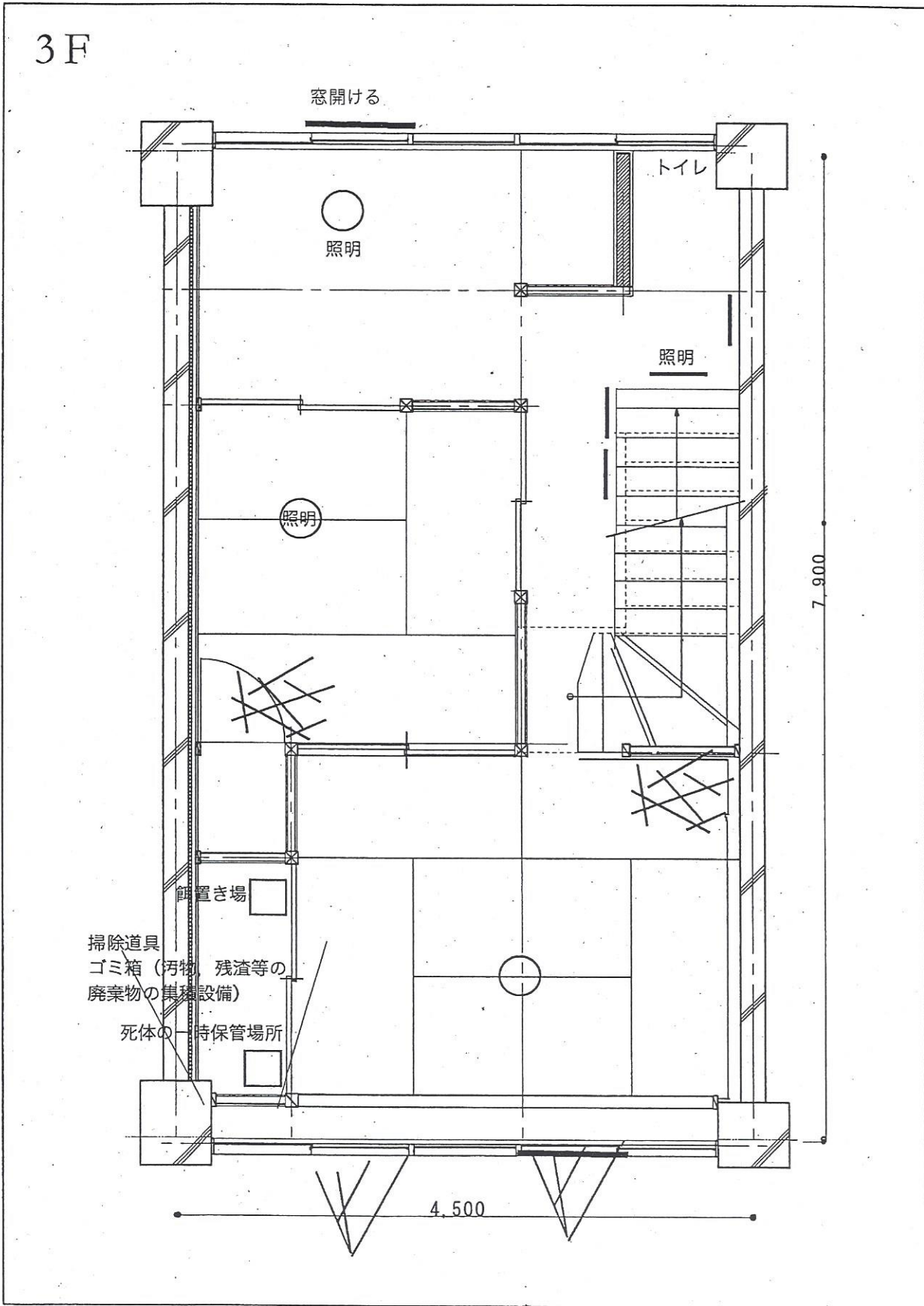


2F

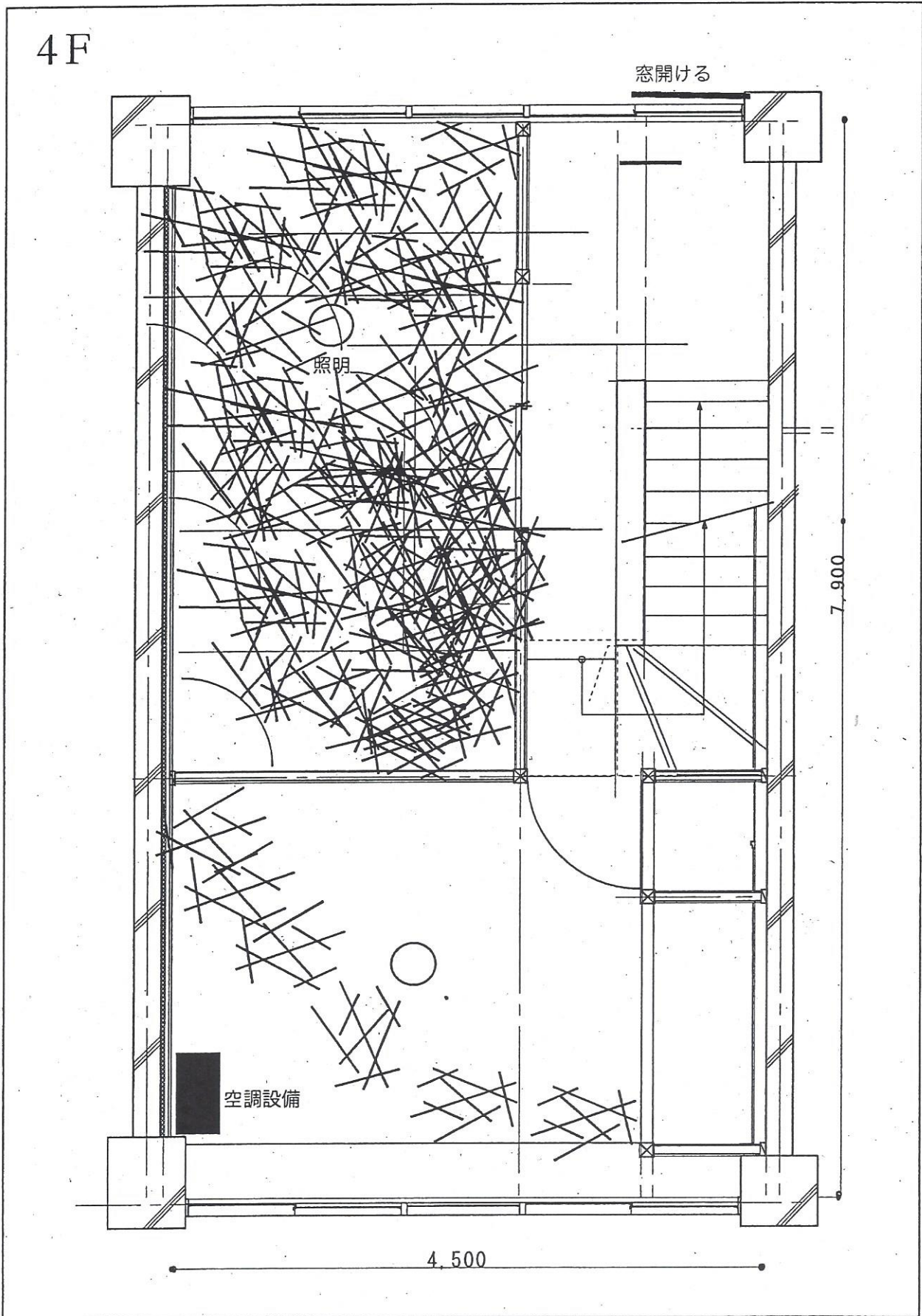
給水設備, 排水設備, 洗浄設備

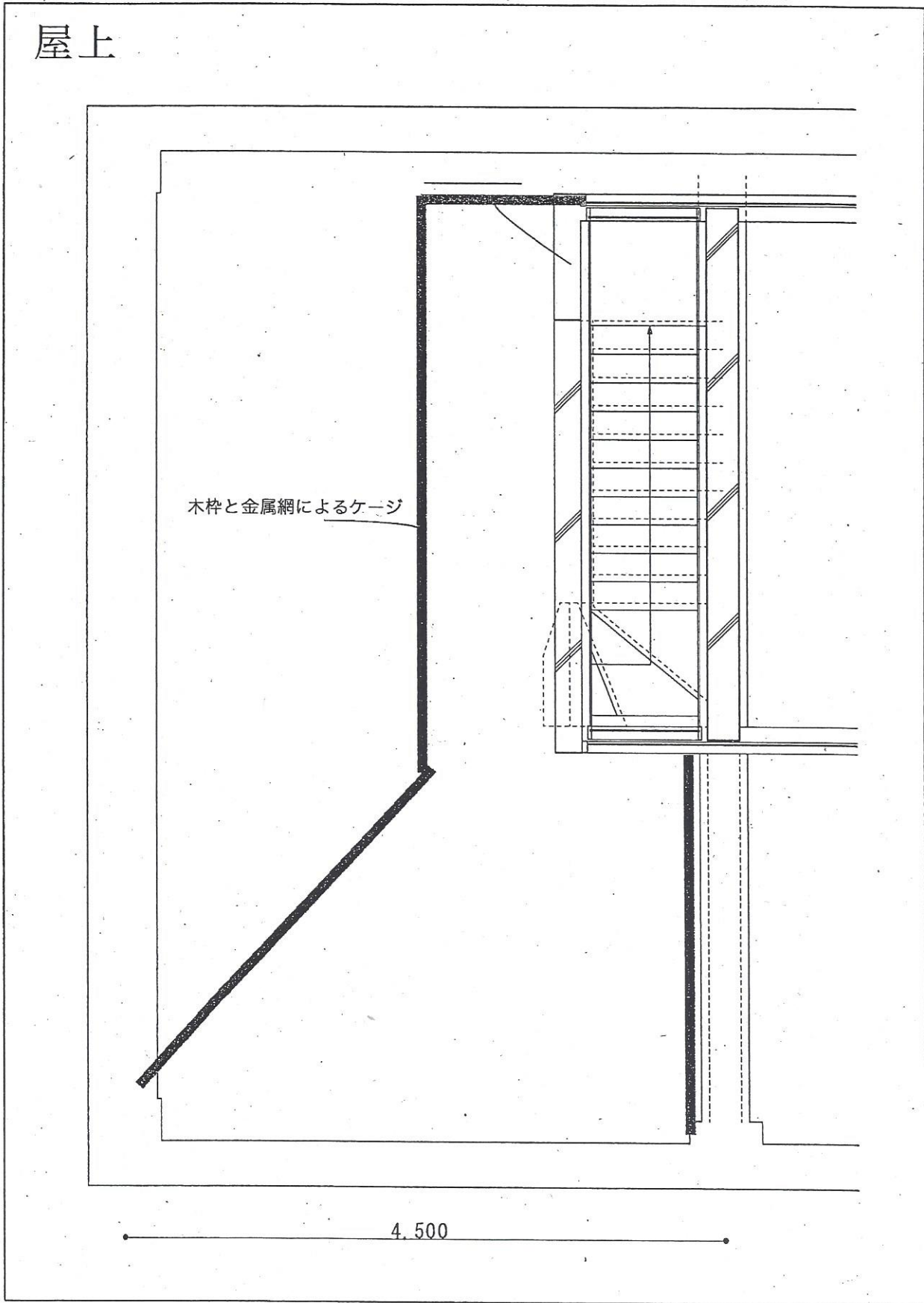


飼養施設の平面図

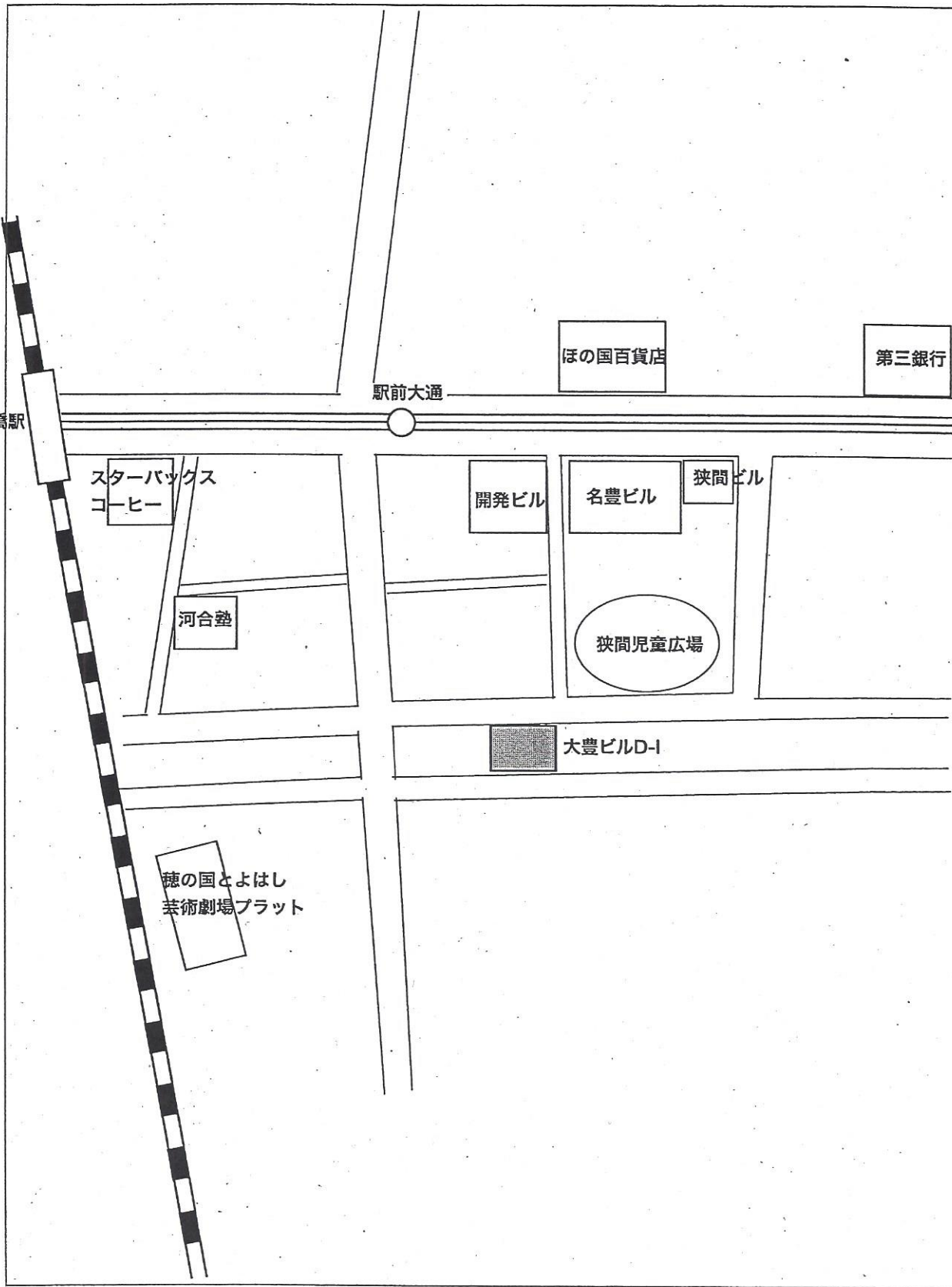






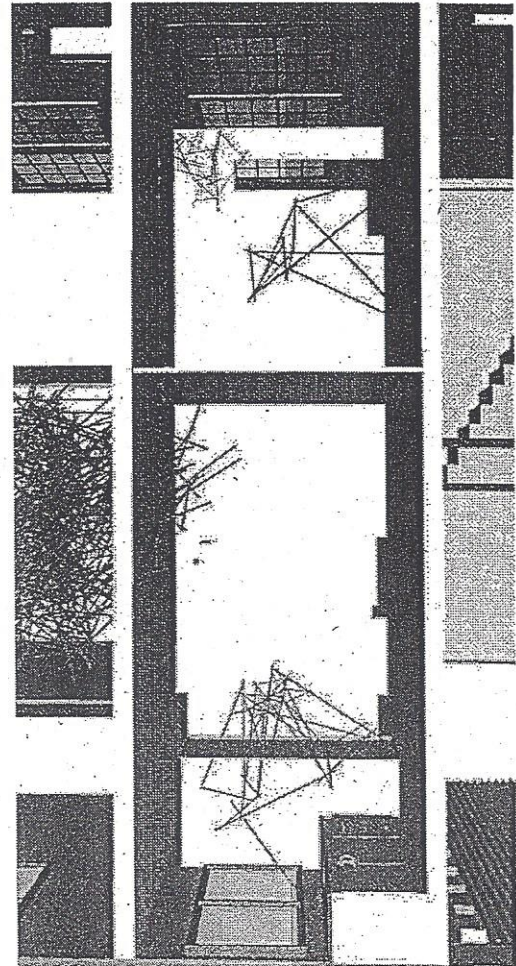
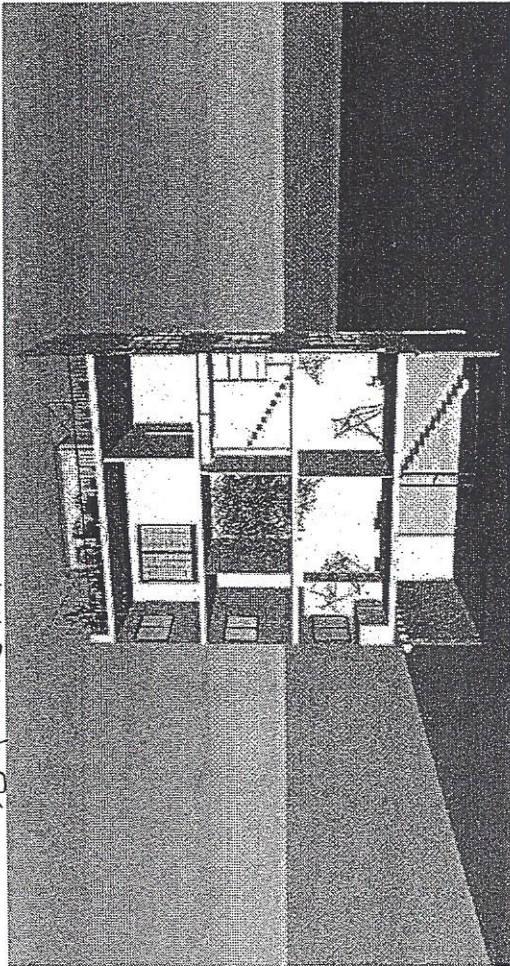
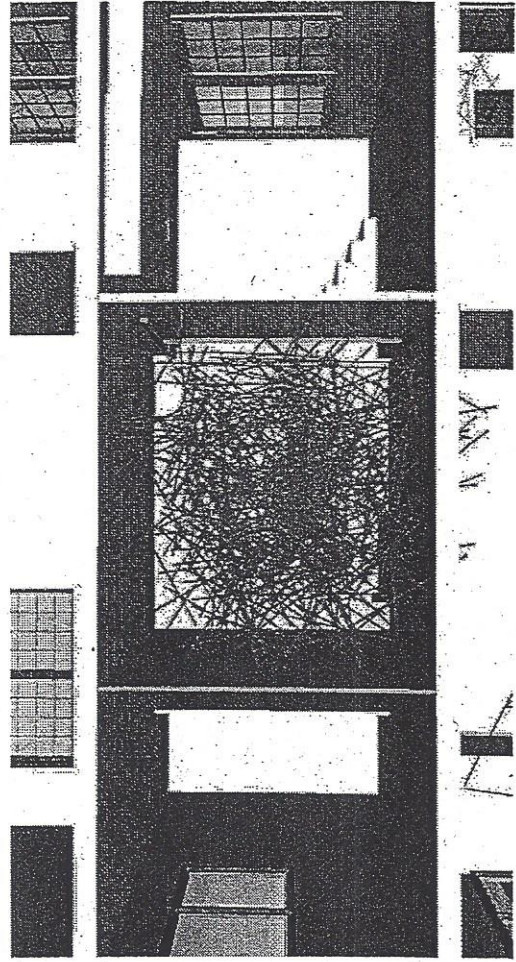
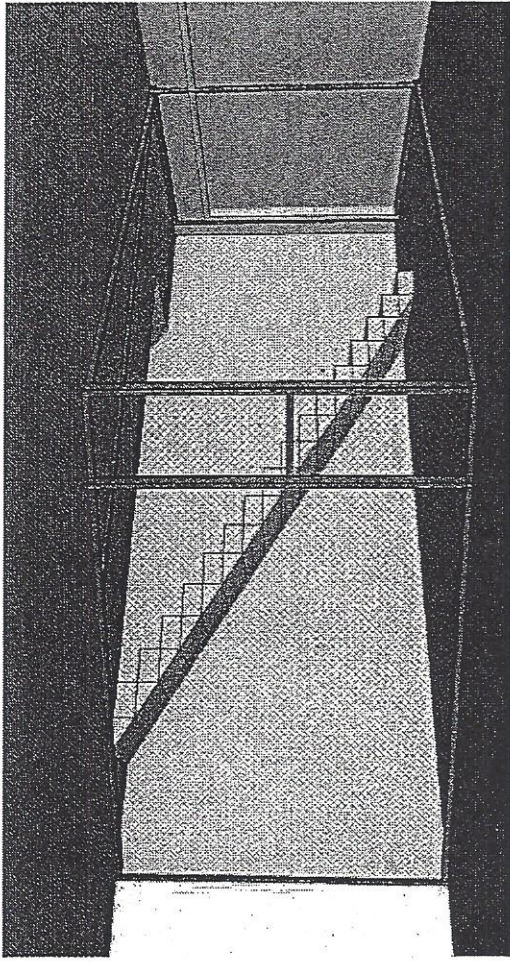


飼養施設の付近の見取図

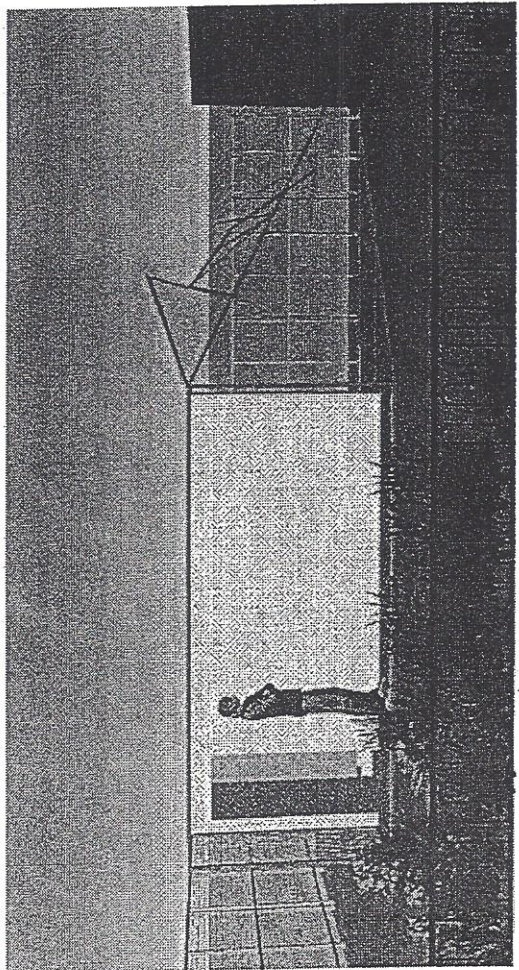
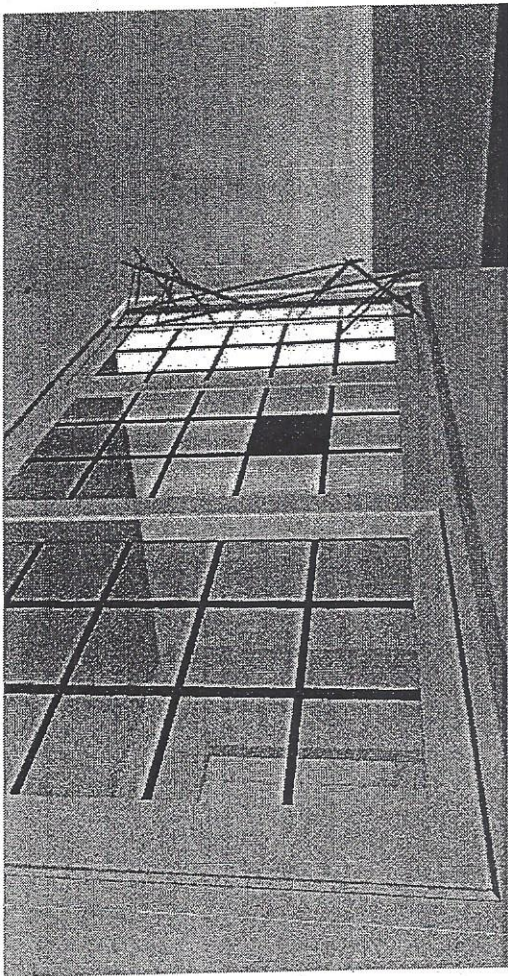
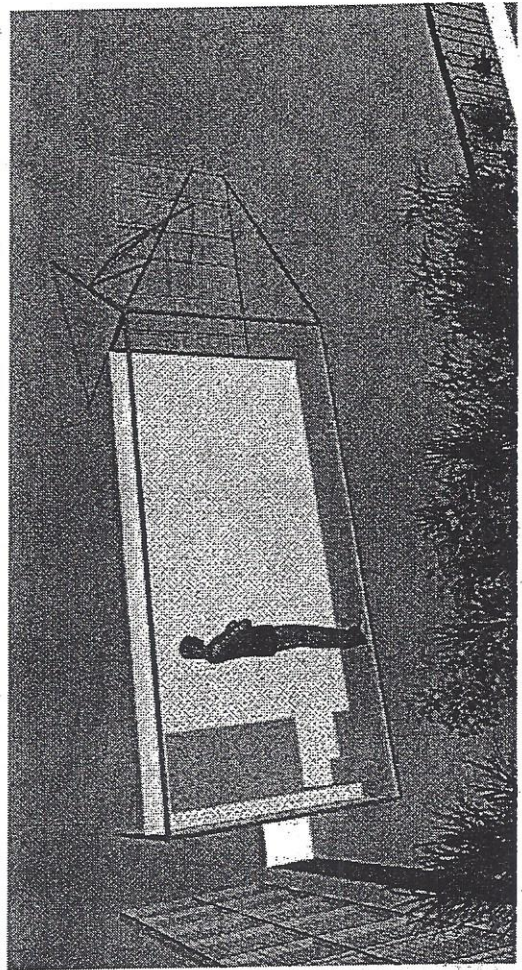
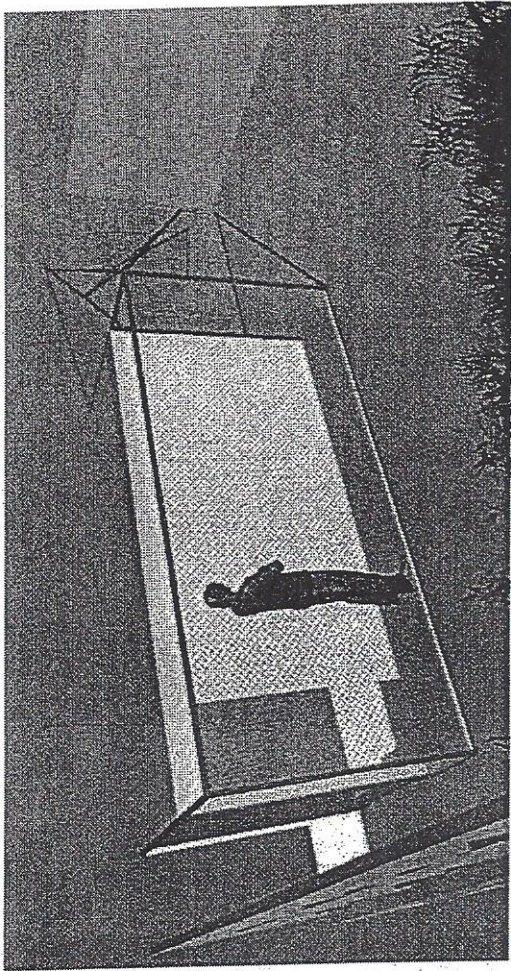


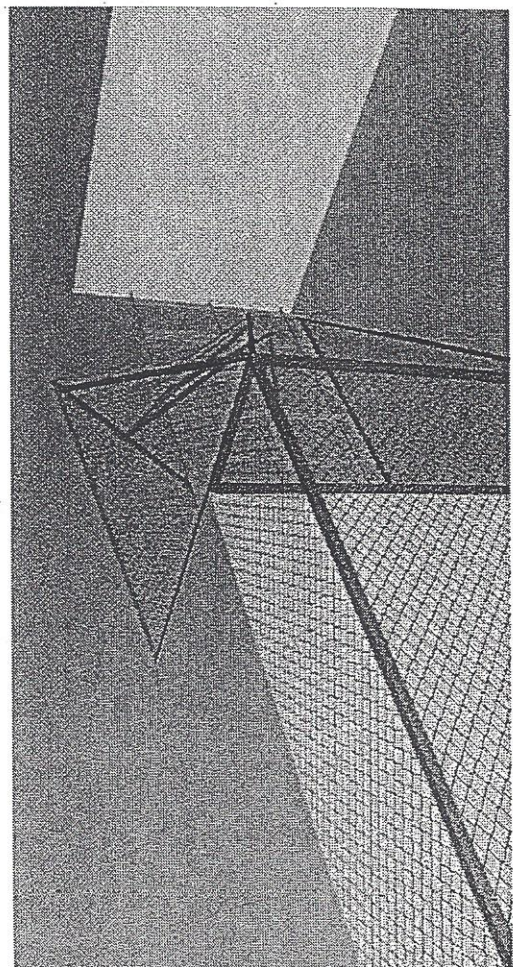
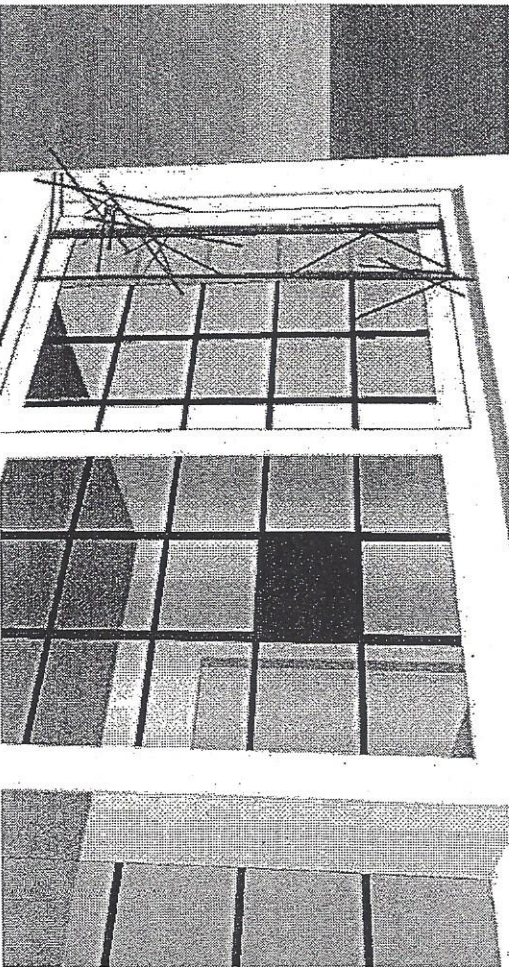
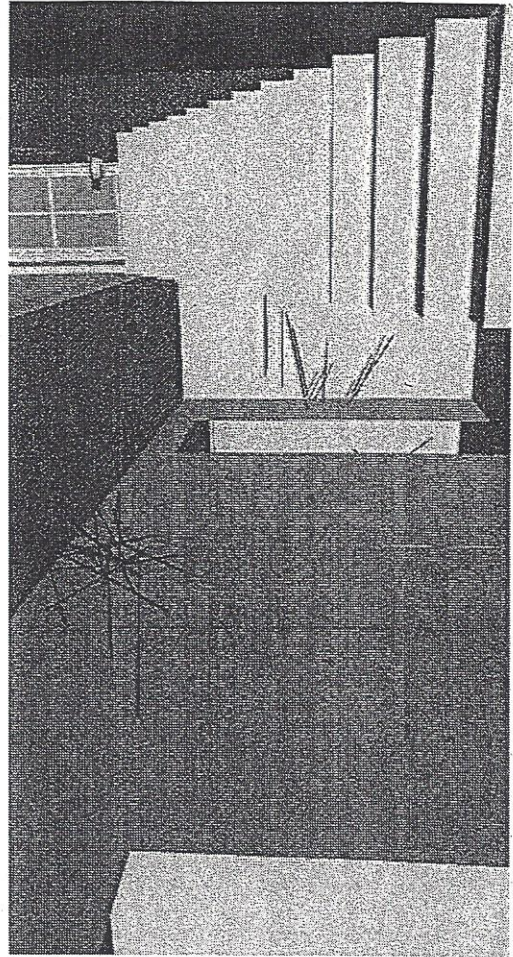
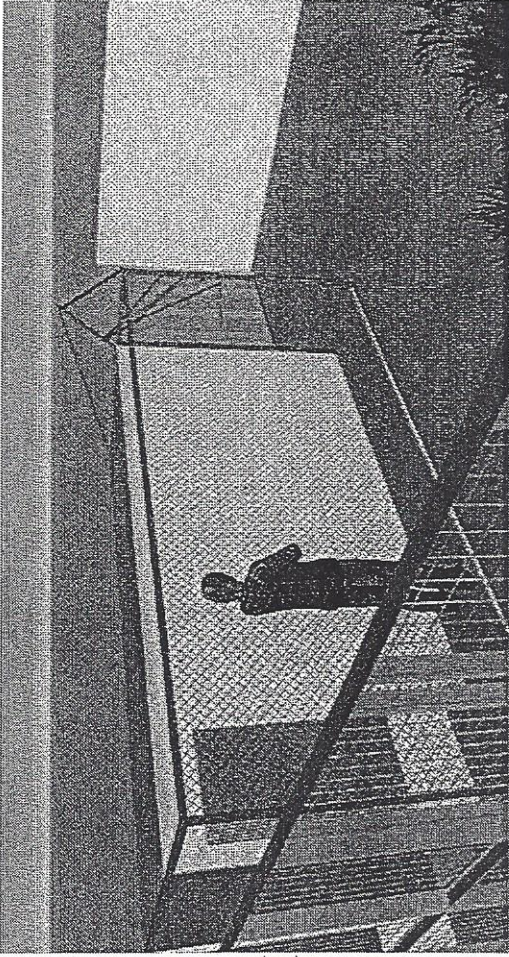
注1 事業所を中心に記載してください。

注2 駅、学校、公園等目標となるものを記載してください。



完成予想图





# あいちトリエンナーレ実行委員会規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、あいちトリエンナーレ実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

### (事務所)

第2条 実行委員会は、事務所を愛知県名古屋市東区東桜一丁目13番2号に置く。

### (目的)

第3条 実行委員会は、あいちトリエンナーレ（以下「トリエンナーレ」という。）の準備及び開催運営等を行うことにより、次に掲げる事項を達成することを目的とする。

- (1) 新たな芸術の創造・発信により、世界の文化芸術の発展に貢献すること。
- (2) 現代芸術等の普及・教育により、文化芸術の日常生活への浸透を図ること。
- (3) 文化芸術活動の活発化により、地域の魅力の向上を図ること。

### (事業)

第4条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) トリエンナーレの準備及び開催運営
- (2) その他実行委員会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 組織

### (委員)

第5条 実行委員会の委員は、次のとおりとする。

- (1) 別表1に掲げる職にある者
- (2) 若干名の学識経験者

2 前項第2号に規定する委員は、第12条第1項第1号に規定する運営会議（以下「運営会議」という。）の同意を得て会長が委嘱する。

(役員)

第6条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 会長代行 1名
  - (3) 副会長 2名
  - (4) 監事 2名
- 2 会長は、愛知県知事をもって充てる。
  - 3 会長代行は、名古屋市長をもって充てる。
  - 4 副会長は、名古屋商工会議所会頭及び一般社団法人中部経済連合会会長をもって充てる。
  - 5 監事は、運営会議の同意を得て会長が委嘱する。

(職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を統括する。

- 2 会長代行は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 副会長は、会長代行とともに会長を補佐する。
- 4 監事は、実行委員会の業務及び会計を監査する。

(任期)

第8条 役員及び委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員及び委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
- 3 役員及び委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(芸術監督)

第9条 実行委員会に、トリエンナーレの学芸業務の最高責任者として芸術監督を置く。

- 2 芸術監督は、運営会議において選任し、会長が委嘱する。

(顧問、芸術顧問及び参与)

第10条 実行委員会に、顧問、芸術顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問、芸術顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、実行委員会の運営に関し、会長の相談に応じる。
- 4 芸術顧問は、トリエンナーレの学芸業務に関し、会長及び芸術監督の相



談に応じる。

5 参与は、実行委員会の事業に関し、会長の相談に応じる。

(アドバイザー)

第11条 実行委員会に、トリエンナーレの展開に関し専門的な観点から助言を得るため、アドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、会長が委嘱する。

### 第3章 会議

(会議)

第12条 実行委員会に、次の会議を置く。

- (1) 運営会議
- (2) 有識者部会
- (3) 幹事会

2 前項に定めるもののほか、実行委員会に会長が必要と認める会議を置くことができる。

(運営会議)

第13条 運営会議は、会長、副会長その他の委員をもって構成する。

2 運営会議は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他実行委員会の運営に関する重要な事項

3 運営会議は、会長が召集する。

4 運営会議の議長は、会長がこれに当たる。

5 運営会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

6 運営会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 やむを得ない理由のため運営会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、その構成員は出席したものとみなす。

8 会長が必要と認める場合、あらかじめ通知した事項に対する構成員による書面表決をもって、運営会議の議決に代えることができる。

9 会長は、必要と認めるときは、運営会議に構成員以外の者の出席を求め、

意見を聴くことができる。

(有識者部会)

第14条 トリエンナーレの芸術部門の企画に関し、専門的な観点から芸術監督に助言を行うため、運営会議に有識者部会を置く。

2 有識者部会は、第5条第1項第1号に規定する委員のうちから会長が指名する者及び同項第2号に規定する委員をもって構成する。

3 有識者部会に部会長を置き、第5条第1項第1号に規定する委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。

4 部会長は、有識者部会の事務を掌理する。

5 芸術監督は、有識者部会の経過及び結果を会長に報告する。

6 前条第3項、第4項及び第9項の規定は、有識者部会について準用する。

この場合において、それらの規定中「運営会議」とあるのは「有識者部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(幹事会)

第15条 実行委員会の円滑な運営を図るため、運営会議の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、幹事長代理及び幹事をもって構成し、それぞれ、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 第13条第3項から第9項までの規定は、幹事会について準用する。この場合において、それらの規定中「運営会議」とあるのは「幹事会」と、「会長」とあるのは「幹事長」と読み替えるものとする。

## 第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第16条 会長は、運営会議の議決事項について、緊急を要するときは、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の運営会議において報告しなければならない。

## 第5章 事務局

(事務局)

第17条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、愛知県県民生活部文化芸術課国際芸術祭推進室に置く。

- 3 事務局には、所要の職員を置く。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 会 計

(経費)

第18条 実行委員会の活動に必要な経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 補 則

(委任)

第20条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この規約は、平成20年6月28日から施行する。
- 2 実行委員会の設立当初の役員及び委員並びに顧問は、第5条及び第6条並びに第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 実行委員会の設立当初の役員及び委員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成23年3月31日までとする。
- 4 実行委員会の設立当初の会計年度は、第18条の規定にかかわらず、設立の日から平成21年3月31日までとする。

### 附 則

この規約は、平成20年10月1日から施行する。

### 附 則

この規約は、平成20年10月14日から施行する。

### 附 則

この規約は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年7月 8日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年7月25日から施行する。

別表1 (第5条関係)

区 分	職 名
委 員	愛知県知事
	名古屋市長
	名古屋商工会議所会頭
	一般社団法人中部経済連合会会長
	名古屋商工会議所専務理事
	一般社団法人中部経済連合会専務理事
	中日新聞社代表取締役社長
	NHK名古屋放送局長
	独立行政法人国際交流基金理事
	愛知芸術文化センター総長
	愛知県県民生活部長
	名古屋市市民経済局長
	公益財団法人愛知県文化振興事業団理事長
	公益財団法人名古屋市文化振興事業団理事長

別表2 (第15条関係)

区 分	職 名
幹事長	愛知県県民生活部文化芸術課長
幹事長代理	名古屋市市民経済局文化観光部長
幹 事	名古屋商工会議所企画振興部長
	一般社団法人中部経済連合会企画部長
	愛知芸術文化センター管理部長
	公益財団法人愛知県文化振興事業団常務理事

あいちトリエンナーレ実行委員会組織図

